

「持続可能な社会」　トップページ案

環境省トップページ>>我が国の環境政策に関するポータルサイト>>持続可能な社会

我が国の環境政策に関するポータルサイト	各府省による環境政策	持続可能な社会	低炭素社会	循環型社会	自然共生社会
---------------------	------------	---------	-------	-------	--------

持続可能な社会

—環境と経済を両立できる社会—

概要

「持続可能な社会」とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことないような形で、現在の世代のニーズも満足させる「持続可能な開発」の考え方によって構築される社会を言います。「環境基本計画」（平成18年4月閣議決定）においては、「本計画で目指すべき“持続可能な社会”とは、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会である」とされ、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月閣議決定）においても、同様の考え方が示されています。

背景と経緯

1970年代になると、先進国の中では、工業化による公害や開発による自然破壊は、地球環境に深刻な影響を及ぼすと考えられるようになってきました。他方、開発途上国では、未開発や貧困などが最も重要な人間環境の問題であると考えられるようになり、その解決には一層の開発が必要であるとの主張がなされ、先進国と鋭く対立するようになりました。

これに対して、環境政策と開発戦略を統合する枠組みとして提唱されたのが、1987年（昭和62年）、ブルントラント委員会最終報告書「我ら共通の未来」（Our Common Future）における「持続可能な開発」という考え方でした。「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうようなことがないような形で、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という、この考え方は、その後の地球環境保全のための取組の重要な道しるべとなっています。（平成20年版環境・循環型社会白書p 4）

我が国の取り組み

平成5年に制定された環境基本法第4条において、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等ということが理念として謳われ、我が国の環境政策は、この理念のもとに進められています。

平成19年に決定された「21世紀環境立国戦略」においては、地球規模で環境問題が深刻化している状況に正面から対応し、その解決を図るために、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより持続可能な社会を目指していくこととされました。

国際的な動向

持続可能な開発に関する考え方が、1987年（昭和62年）、ブルントラント委員会最終報告書で提唱された後、1992年（平成4年）の、のちに「地球サミット」と呼ばれる環境と開発に関する国際連合会議で採択された環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）や、その具体的行動計画、さらにその10年後の2002年（平成14年）に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）における実施計画や宣言等においても、受け継がれてきています。（平成20年版環境・循環型社会白書p 4）

また、「持続可能な社会」については、1992年の「新・世界環境保全戦略」（国際自然保護連合、国連環境計画及び世界自然保護基金）において「①生命共同体の尊重、②生活の質の改善、③地球の生命力の多様性の保全、④再生不能資源の消費の最小化、⑤地球の収容能力を超えないこと、⑥個人の生活態度・習慣の変更、⑦地域社会での取組、⑧開発と保全を統合する国家的枠組みの策定、⑨地球規模の協力体制の創出によりその存続が可能になるとされています。

リンク先

環境省トップページ

環境省情報

- 総合環境政策
- 地球・国際環境協力
- 廃棄物・リサイクル対策
- 大気環境・自動車対策
- 水・土壌・地盤環境の保全
- 保健・化学物質対策
- 自然環境・自然公園

我が国の環境政策に関するポータルサイト

- 各府省による環境政策
- 持続可能な社会
- 低炭素社会
- 循環型社会
- 自然共生社会